

九州三菱自動車販売株式会社

放映申込規約及び業種・標品別の表示規則(例)

1. 放映用素材に関する各種権利関係については、広告主様側にて許諾処理が行われているものとし、当社は一切責任を負いません。
2. 屋外広告物条例、道路交通法に基づく道路使用許可等の各条項・遵守事項に違反するものまたは違反する恐れがあるものは、放映中でも弊社判断にて中止させていただく場合がございます。
3. 特別放映や障害・メンテナンス等により放映休止となる場合がありますが、その場合代替放映にて正規放映と致します。
4. 以下の項目に該当する広告・コンテンツは放映できませんので予めご了承くださいませようお願い申し上げます。
 - ・各種法令等で放映が禁止されているもの
 - ・公序良俗に反するもの、公衆に不快の念をいだかせるもの、社会通念上放映が難しいもの
 - ・放映により混乱等が予想されるもの
 - ・その他、風俗営業に属するもの・意見広告等
 - ・弊社が不相当と認めるもの

業種・標品別の表示規則(例)

- ① 不動産広告
 - ・公正競争による表示規則
 - ・投げ売り、特売、早い者勝ち等、契約を急がせる表示は認めない
- ② コンタクトレンズ
 - ・「コンタクトレンズは必ず眼科医の処方により、正しくお使いください」等の趣旨の表示
- ③ 医薬品
 - ・「この薬は、使用上の注意をよく読んで、正しくお使いください」等の趣旨の表示
 - ・「痩せる」「治る」「軽くなる」等効能の約束表示は出来ない
- ⑤ ギャンブル
 - ・過度に射幸心を煽る内容・表現のものは認めない
- ⑥ 消費者金融
 - ・誇大な表現又は安易な借入を助長するものは認めない
 - ・「ご利用は計画的に」等の標語を明示すること
- ⑦ たばこ
 - ・財務省告示によるものとし原則として認めないが、マナー広告は審査を経て承認する
- ⑧ 宗教・宗派
 - ・宗教施設や行事の案内に限り審査を経て承認する
 - ・教義・経典の類、布教を目的とするもの及び宗教・宗派に対して言及するものは認めない

⑨ 風俗営業

- ・キャバレー、特殊浴場、ストリップ劇場、ラブホテル（ファッションホテル）、アダルトショップ、ファッションマッサージ、個室ビデオ等及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める性風俗関連特殊営業については掲載を認めない

⑩ 意見広告

- ・原則として意見発表の場としない。例えば国内世論が大きく分かれている問題については、賛否両論とも取り扱わない

⑪ 出版広告

原則として市販されている書籍、雑誌の広告を対象とし、その表現内容については下記項目により審査する

- ・虚偽もしくは不正確な表現で、事実と誤認される恐れのある表現がないかどうか
- ・法規に抵触する恐れのある表現はないかどうか
- ・犯罪を示唆したり暴力を賛辞するなど、社会的に悪と見なされるものを推奨または肯定する表現がないかどうか
- ・出版広告の形式をとりながら選挙の事前運動などの売名行為が主な目的の内容ではないか
- ・性に関する表現が、露骨または挑発的ではないかどうか
- ・痴漢などの性犯罪を誘発、助長するような表現はないかどうか
- ・男女の別なく不快の念をもたらす表現はないかどうか
- ・性犯罪を興味本位に取り上げた表現はないかどうか
- ・児童や未成年の性行動に関する表現はないかどうか

以上

2019年10月1日